

各管区警察局長  
警視庁警備部長  
警視庁地域部長  
各道府県警察（方面）本部長

殿

原議保存期間10年  
（平成30年12月31日まで）

警察庁丁地発第188号  
平成19年11月5日  
警察庁生活安全局地域課長

「油等汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画」の閣議決定に伴う  
警察措置について

平成18年12月8日、見出しの件に関し、閣議決定がなされたが、この閣議決定の概要及びこれに伴う警察措置は下記のとおりであるので、各都道府県警察にあっては、関係機関との連携をとり、油等汚染事件発生時の即応体制の強化等を図られたい。

なお、「油汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画」の閣議決定に伴う警察措置について」（平成9年12月19日警察庁丁地発第174号）は廃止する。

記

1 閣議決定の経緯

油による汚染事故に対応するための国際協力体制の整備等を目的とした「1990年の油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約」の採決に際し、油以外の危険物質及び有害物質による海洋汚染への対応も重要であるとの観点から、汚染対象物質の範囲を油以外の危険物質及び有害物質へ拡大することについても検討する旨の附帯決議がなされた。これを受けて平成6年以降、関係機関において検討が進められ、平成12年3月、国際海事機関における会議において、「2000年の危険物質及び有害物質による汚染事件に係る準備、対応及び協力に関する議定書」が作成されたが、我が国においても、危険物質及び有害物質の汚染事件に関する国家的な体制を整備するため、「油汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画」の枠組みを活用するとともに、全体的な見直しを行い、別添1「油等汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画」（以下「緊急時計画」という。）が閣議決定されたものである。

なお、この決定により、平成9年12月19日の閣議決定は廃止された。

2 主な改定事項

改定事項は、別添2「油等汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画」改定（新旧対照表）のとおりであるが、そのうち主な事項を掲げると次のとおりである。

- (1) 対象物質の範囲を油以外有害液体物質（キシレン、ベンゼン等）、危険物（LPG、LNG等）、その他の物質へ拡大することに伴い、「油汚染事件」から「油等汚染事件」に改められた。

- (2) 核燃料物質、放射線同位元素等（以下「放射性物質」という。）については、原子力災害対策特別措置法等他の法令による体制がとられるとともに、対応の体制が有害物質等と異なることから、「放射性物質」が計画の対象から除外された。
- (3) 揮発性を有する有害液体物質等の防除措置として、薬剤等の使用による蒸発ガス抑制、放水等による蒸発促進等に関する記述が追加された。
- (4) 引火性や毒性を有する物質が排出された場合の措置として、二次災害の防止のための危険範囲の測定等危険防止措置、作業員の安全確保、住民の避難等の記述が追加された。
- (5) 大規模な汚染事件発生時又はそのおそれがある場合における緊急参集チームの参集、政府の初動措置に関する情報の集約及び官邸対策室の設置等に関する記述が追加された。

### 3 警察措置

都道府県警察は、油、有害液体物質、危険物その他の物質（以下「油等」という。）による汚染事件（以下「油等汚染事件」という。）に関し、次の措置をとるものとする。

#### (1) 油等汚染事件の発生に備えての措置

##### ア 関係機関との連絡体制の確立

平素から海上保安庁、地方公共団体、消防機関、湾港管理者等の関係機関と緊密な連絡体制を確立し、相互の協力体制の整備を図ること。

また、航行船舶等からの情報収集体制の整備を図ること。

##### イ 情報収集・連絡体制の整備

油等汚染事件発生時における情報収集が迅速かつ確実に行えるよう情報収集伝達経路、連絡体制等の整備に努めること。

##### ウ 装備資機材の整備

油等汚染事件への対応のため、必要な資機材の整備に努めること。

##### エ 訓練

油等汚染事件への対応を迅速かつ的確に実施するため、海上保安庁、地方公共団体、消防機関、民間救助・防災組織、関係事業者、湾港管理者等と相互に連携し、油等の大量流出を想定した実践的な訓練の実施に努めること。

#### (2) 油等汚染事件の発生時における措置

ア 我が国周辺海域において、油等汚染事件が発生し、又は発生するおそれのある事案を認知した都道府県警察（以下「関係都道府県警察」という。）のとるべき措置

##### (ア) 体制の確立

情報収集、緊急時の措置、報告連絡、通信等の体制を早期に確立すること。

##### (イ) 情報の収集

警察用航空機、警察用船舶等を活用し、直ちに被害状況等について情報収集活動を行うこと。また、航行船舶、地域住民等からの情報収集に努めること。

なお、情報収集にあたっては、排出された油等の種類及び性状、拡散状況等の把握に特段留意すること。

(ウ) 関係機関との連携

油等汚染事件への対応について必要な対策を適切に実施するため、海上保安庁、地方公共団体、消防機関、港湾管理者等と緊密な連携と調整を図ること。

(エ) 捜索活動及び救出救助活動

多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が生じた場合には、警察用航空機、警察用船舶等を活用し、迅速な捜索活動及び救出救助活動を実施すること。

(オ) 避難誘導等の措置

海上保安庁等の関係機関と緊密に連携し、必要に応じ、地域住民等の避難誘導、立入禁止区域の設定及び警戒、交通規制等を実施すること。

なお、油等のうち、引火性や毒性を有するものが排出された場合には、火災、爆発、ガス中毒等の二次災害を防止するため、火気の使用制限等の危険防止措置を講ずること。

(カ) 警戒監視活動

警察用航空機、警察用船舶等を活用するとともに、沿岸における警ら活動を行い、油等及び油等以外の漂着物の状況を把握するための沿岸調査及び警戒監視体制を行うこと。

(キ) 応急対策

関係機関と緊密に連携し、必要に応じ、油等の防除措置を行うこと。

その際、必要な装備資機材の迅速な調達にも配慮すること。

また、排出された物質の特性に応じた保護具を装着させる等防除作業に従事する者の安全確保に努めること。

(ク) 報告連絡

迅速かつ確実に警察庁地域課、関係管区警察局に必要な報告連絡を行うこと。

イ 油等汚染事件が発生し、又は発生するおそれのある事案を認知した関係都道府県警察以外の都道府県警察のとりべき措置

関係都道府県警察以外の都道府県警察にあつては、派遣し得る部隊、油等汚染事件に対応し得る資機材の保有状況、その他油等汚染事件に関して参考となる情報等を警察庁関係課へ連絡するものとする。

油等汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画について

〔平成18年12月8日  
閣議決定〕

1990年の油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約（平成7年条約第20号）第6条及び2000年の危険物質及び有害物質による汚染事件に係る準備、対応及び協力に関する議定書第4条の規定に基づき、油等汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画を別紙のとおり定める。

これに伴い、油汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画（平成9年12月19日閣議決定）は、廃止する。

## 油等汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画

### 第1章 序説

#### 第1節 計画の目的

四面を海に囲まれた我が国は、海洋を取り巻く多様な自然環境に恵まれるとともに、そこに存在する豊かな漁場等から多くの恩恵を受けるなど、海洋環境との密接な関係の中で国民生活が営まれている。このようなことから、我が国周辺海域において、万一、油、有害液体物質、危険物その他の物質（以下「油等」という。）による汚染事件（放射性物質による汚染事件については、原子力災害対策特別措置法等により国家的な体制が確立されていることから、本計画の対象としない。以下「油等汚染事件」という。）が発生した際には、その初期の段階から迅速かつ効果的な措置を講ずることが、海洋環境の保全並びに国民の生命、身体及び財産の保護の観点から必要不可欠である。また、我が国が世界有数の海運国でありエネルギー輸入国であることを考慮すると、我が国がこのような準備及び対応の体制を整備しておくことは極めて重要である。この場合、国、地方公共団体を始め、石油業界、海運業界、鉱山業界、化学業界、漁業関係者その他の官民の関係者が一体となって取り組むことが重要である。

このような考え方を踏まえ、この計画は、「1990年の油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約」第6条(1)(b)及び「2000年の危険物質及び有害物質による汚染事件に係る準備、対応及び協力に関する議定書」第4条(1)(b)に規定する「準備及び対応のための国家的な緊急時計画」として、油等によ

る汚染に係る準備及び対応に関する我が国の体制を体系的に取りまとめたものであって、国際約束の的確な実施を確保するとともに、海洋環境の保全並びに国民の生命、身体及び財産の保護のため油等汚染事件に我が国が迅速かつ効果的に対応することを目的として策定するものである。

## 第2節 他の計画との関係

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）に基づく防災基本計画、防災業務計画及び地域防災計画、環境基本法（平成5年法律第91号）に基づく環境基本計画、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号。以下「海防法」という。）に基づく排出油等防除計画、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下「石災法」という。）に基づく石油コンビナート等防災計画並びに緊急事態に対する政府の初動対処体制について（平成15年11月21日閣議決定）と調和を保ったものであり、これらと相まって油等汚染事件に迅速かつ的確に対応できるよう策定するものである。

## 第2章 油等汚染事件に対する準備に関する基本的事項

### 第1節 油等汚染事件に関する情報の総合的な整備

油等汚染事件への対応を総合的かつ効果的に実施するため、関係行政機関は、内外の関係情報を収集・整理し、適宜最新のものとして維持するとともに、関係行政機関で構成する「油等汚染事件に対する準備及び対応に関する関係省庁連絡会議（以下「関係省庁連絡会議」という。）」等の場を通じて相互に交換する。

海上保安庁は、それぞれの関係行政機関が把握している国内の

各種分野の専門家及び排出された油等（以下「排出油等」という。）の防除資機材に関する情報を、関係行政機関等の協力を得て一元化するとともに、油等汚染事件への準備及び対応に関する活動に活用しようとする関係行政機関、地方公共団体等の要請に応じて提供し得る体制の確立に努める。

また、関係行政機関は、油等汚染事件による環境への影響を迅速に把握・評価し、また、油等汚染事件に対応する措置を的確に講じ、被害の発生を最小限とするために参考とすべき、各海域ごとの自然的・社会的・経済的諸情報（水質、底質、漁場、養殖場、工業用水等の取水口、海水浴場、さんご礁、藻場、干潟、鳥類の渡来・繁殖地、史跡等に関する情報）を収集・整理し、適宜最新のものとして維持する。さらに、収集・整理した情報は、それぞれの行政に反映できるよう共有化するとともに、情報図として整備する等その内容を充実し、関係行政機関、地方公共団体等において有効に活用できる体制の確立に努める。

さらに、地方公共団体が地域の実情に応じて行う油等汚染事件への準備及び対応に関する活動の促進を図るため、関係行政機関は、地方公共団体の要請に応じて適切に関係情報を提供するよう努める。

## 第2節 対応体制の整備

関係行政機関、地方公共団体等は、油等汚染事件への対応について必要な対策を適切に実施するため、それぞれの機関の対応体制及び機関相互の協力体制の整備を図る。この場合、関係行政機関は、関係省庁連絡会議の場等を通じ、油等汚染事件に対する協力体制について必要な調整を行う。

海上保安庁は、油等汚染事件への対応を迅速かつ的確に実施するため、海防法に基づき排出油等防除計画を作成するとともに、

海上における特殊な災害に対応する特殊救難隊及び機動防除隊の育成強化を図り、船艇・航空機による24時間の出動体制を確保する。また、独立行政法人海上災害防止センター（以下「海上災害防止センター」という。）における防除措置の実施に関する対応能力の一層の確保に努める。

また、海防法に基づき、管区海上保安本部長、タンカーの船舶所有者等は、官民合同の組織として排出油等の防除に関する訓練の実施、重要事項の協議等を行う排出油等の防除に関する協議会を、関係地方行政機関、地方公共団体等と連携し、必要に応じて組織し、対象海域の広域化、それぞれの機関の防除の実施に関する役割分担の明確化等に努める。

水産庁及び環境省等は、油等汚染事件発生時における環境影響調査、野生生物の保護、漁場等の保全等の対応措置が迅速かつ的確に行われるよう、各行政分野における体制の整備に努めるとともに、地方公共団体、関係団体等との連携協力体制の一層の確保に努める。

### 第3節 通報・連絡体制の整備

船舶の船長、施設（陸地にあるものを含む。）の管理者等は、当該船舶又は施設から海洋への大量の油等の排出があった場合及び排出のおそれのある場合には、海防法に基づき、電話、電信その他のなるべく早く到達するような手段により、直ちに最寄りの海上保安部署等に通報する。

また、石油コンビナートの事業を統括管理する者は、当該石油コンビナート等における石油の漏洩その他の異常な現象が発生した場合には、石災法に基づき直ちに消防署等に通報する。

さらに、鉱業権者は、自らが管理する鉱山施設等において大量の油等の海洋への排出があった場合及びそのおそれがある場合に



は、鉱山保安法（昭和24年法律第70号）に基づき直ちに産業保安監督部等に通報する。

海面に大量の油等が広がっていることを発見した者その他海上における異常な現象を発見した者においても同様に直ちに最寄りの海上保安部署等に通報する。

海上保安部署等、消防署、警察署等においては、24時間の情報収集体制を確保する。

関係行政機関、地方公共団体等は、内部の若しくは相互の連絡体制が確保されるよう、又は関係団体等との連携協力の下に必要な対策が適切に実施されるよう、それぞれの機関内部及び機関相互間における夜間、休日の場合等を含めた連絡体制の整備を図るとともに、防災行政無線の活用等により通信手段の確保を図るよう努める。

#### 第4節 関係資機材等の整備

船舶所有者等は、海防法に基づき、排出油等の防除措置を実施するため必要な資機材等を備え付けるとともに、当該資機材等を適切に使用することができるよう、その備付け場所、管理、設備等に関し、必要な措置を講じておくものとする。また、海上災害防止センターは、同法に基づき、海上保安庁長官の指示若しくは船舶所有者等の委託により防除措置を実施するため、又は船舶所有者等の利用に供するために必要な資機材等を保有する。

また、鉱業権者は、鉱山保安法に基づき、排出油等の防除措置を実施するために必要な資機材を備える。

石油コンビナートの事業を統括管理する者は、当該石油コンビナート等における石油の漏洩に備え、石災法に基づく資機材を備え付ける。

港湾管理者は、港湾法（昭和25年法律第218号）に基づき、港

湾区域内に流出した油等の防除に必要な資機材を備える。

海上保安庁は、油等汚染事件への対応を迅速かつ的確に実施するため、船艇、航空機、情報通信施設、排出油等の防除資機材等の整備を推進する。

経済産業省は、関係者の利用に供するため、石油事業者団体等が行う排出油等の防除資機材の整備事業及び当該事業の普及・啓蒙を推進する。

水産庁は、油等汚染事件による漁場等の汚染の防止又は軽減を図るための資機材の整備を推進する。

環境省は、野生生物の保護を行うに当たって必要な資機材が適切に整備されるよう措置する。

関係行政機関は、各行政分野において、油等汚染事件への対応のため必要な資機材の整備に努める。

地方公共団体は、必要に応じ、油等汚染事件への対応のため必要な排出油等の防除資機材等の整備に努める。

また、必要な排出油等の防除資機材が、現場に迅速に配置され、活用できるよう日頃から官民の連携の確保に努める。

## 第5節 訓練等

関係行政機関、地方公共団体等は、油等汚染事件への対応を迅速かつ的確に実施するため、事件の形態・規模、気象・海象、油等の性状等様々な条件設定の下でのシミュレーション訓練手法を導入するなど工夫した関係機関相互の有機的連携に重点を置いた総合的かつ実践的な訓練を、排出油等の防除に関する協議会等を活用して行う。訓練後には、その評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ、それぞれの機関の対応体制等の改善を行う。

関係行政機関、地方公共団体等は、油等汚染事件への対応を迅速かつ的確に実施するため、海上災害防止センターの海上防災の

ための措置に関する訓練事業を活用するなどして、人材の育成に努める。

環境省は、野生生物の保護等を実施する上で必要な知識及び技術の修得に関する地方公共団体、関係団体等に対する研修等を行う。

また、海上災害防止センターは、海防法に基づき、よりの確な防除技術を普及するため、海上防災のための措置に関する訓練事業を行うとともに、自らの防災措置に関する技術の向上に努める。

これらの訓練等の実施に当たっては、海洋環境の保全並びに国民の生命、身体及び財産の保護の観点から適切に実施されるよう配慮するものとする。

関係行政機関は、関係者に対し講習会、訪船指導等を通じ、油等汚染事件発生の防止及び当該事件発生の際の対応に関する指導を行い、これを通じて海洋環境の保全に係る思想及び技術の普及・啓蒙を図る。

民間事業者は、油等汚染事件発生の際に迅速かつ的確に対応できるよう、積極的に訓練等を行うとともに、人材の育成に努める。

## 第6節 近隣諸国等との協力体制

外務省は、国土交通省及び海上保安庁と協力しつつ、近隣諸国等との油等汚染事件発生時の連絡体制の強化や要請に応じた資機材の提供等、海洋汚染に関する協力体制の一層の強化に努める。

## 第3章 油等汚染事件に対する対応に関する基本的事項

### 第1節 保護対象についての基本的な考え方

油等汚染事件に対しては、海洋環境の保全の観点並びに国民の生命、身体及び財産の保護の観点の両面に配慮して適切な対応方

策を講ずるものとする。この場合、第2章第1節の各海域ごとの情報等も踏まえて、被害の発生が最小限となるように措置を講ずるものとする。

## 第2節 対応体制の確立

油等汚染事件が発生した場合、関係行政機関、地方公共団体等は、油等汚染事件への対応について必要な対策を適切に実施するため、それぞれの機関の対応体制及び機関相互の協力体制の確立に努める。

海上保安庁長官、管区海上保安本部長又は都道府県知事は、自衛隊の派遣要請の必要性を油等汚染事件の規模及び収集した被害情報から判断し、必要な場合には、自衛隊法（昭和29年法律第165号）の災害派遣の規定に基づき、直ちに要請するものとする。また、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を連絡するものとする。

自衛隊は、当該要請を受けたときは、要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等の派遣の必要の有無を判断し、部隊等を派遣する等適切な措置を行う。

関係行政機関は、大規模な油等汚染事件が発生した場合には、事件及び被害の第一次情報についての確認及び共有化、応急対策の調整等を行うため、必要に応じて、関係省庁連絡会議を開催する。

内閣危機管理監は、大規模な油等汚染事件が発生した場合又はそのおそれがある場合であって、情報の集約、内閣総理大臣等への報告、関係省庁との連絡調整を集中的に行う必要がある場合は、事態に応じ、緊急参集チームを官邸危機管理センターに緊急参集させ、政府としての初動措置に関する情報の集約等を行うとともに、官邸危機管理センターに官邸対策室を設置する。

国は、油等汚染事件が発生した場合において、収集された情報により、事件の規模、被害の広域性等から、応急対策の調整等を強力に推進するために特に必要があるときは、内閣総理大臣に報告の上、海上保安庁長官を本部長とする警戒本部を設置する。この場合、警戒本部及びその事務局の設置場所は、原則海上保安庁内とする。また、警戒本部が設置された場合は、現地の状況を把握し、応急対策の迅速かつ的確な実施に資するため、現地に管区海上保安本部長を本部長とする連絡調整本部を設置する。この場合、連絡調整本部及びその事務局の設置場所は、原則管区海上保安本部内とする。

国は、収集された情報により大規模な被害が発生していると認められたときは、直ちに原則国土交通大臣（石災法に基づく石油コンビナート等特別防災区域（以下「石油コンビナート等特別防災区域」という。）からの油等汚染事件については総務大臣）を本部長とする災対法に基づく非常災害対策本部を設置する。非常災害対策本部の設置方針が決定されたときは、内閣府は、速やかに所要の手続きを行い、非常災害対策本部の設置等を行う。この場合、非常災害対策本部及びその事務局の設置場所は、原則国土交通省内（石油コンビナート等特別防災区域からの油等汚染事件については消防庁内）とする。また、非常災害対策本部は、関係地方行政機関、関係地方公共団体等のそれぞれの機関が実施する応急対策の総合調整に関する事務のうち、現地において機動的かつ迅速に処理する必要があるときは、原則国土交通副大臣（石油コンビナート等特別防災区域からの油等汚染事件については総務副大臣）を本部長とする非常災害現地対策本部を設置する。

なお、警戒本部又は非常災害対策本部（以下「非常災害対策本部等」という。）は、官邸対策室と緊密に連携を図るものとする。

関係行政機関又は非常災害対策本部は、現地の状況を把握し、

迅速かつ的確な対策の実施等に資するよう、必要に応じ、調査団を現地に派遣する。

地方公共団体は、必要に応じ、災対法に基づく災害対策本部等を、又は石災法に基づく石油コンビナート等防災本部の現地防災本部を設置する。

関係行政機関、地方公共団体等は、これら本部が設置された場合には、職員を派遣するなどして、これら本部との間における情報の交換を促進し、油等汚染事件への的確な対応体制を確保する。

国と地方公共団体等との情報の交換には、連絡調整本部又は非常災害現地対策本部を活用する。

### 第3節 油等汚染事件に関する情報の連絡

油等汚染事件の発生又は発生するおそれについて連絡を受けた海上保安庁その他の関係行政機関、地方公共団体等は、必要に応じ、あらかじめ定められた連絡網に従い、官邸、他の関係行政機関、地方公共団体等に、入手した情報、対応に必要な情報を提供する。

関係行政機関、地方公共団体等は、被害情報、対策実施情報等を、官邸対策室又は非常災害対策本部等（設置された場合に限る。以下同じ。）に連絡（地方公共団体等は、関係行政機関又は連絡調整本部若しくは非常災害現地対策本部を介して連絡）し、当該連絡を受けた官邸対策室又は非常災害対策本部等は、必要に応じ、内閣総理大臣に報告するとともに、関係機関に連絡する。

関係行政機関、地方公共団体等は、当該油等汚染事件に対し迅速かつ適切に対応する観点から、事件の収束に至るまで、必要に応じ、相互に緊密な情報の交換を行う。

### 第4節 油等汚染事件の評価

海上保安庁は、油等汚染事件発生の情報入手したときは、更に詳細な情報を得るように努め、船艇、航空機を油等汚染事件発生場所に急行させるほか、必要に応じ、派遣された自衛隊機等の協力を得て、当該事件の調査を行う。事件の調査結果に基づき、その規模及び態様を分析し、第2章第1節の情報を踏まえ、気象・海象の状況、船舶交通の状況等を考慮して、当該事件の影響を評価し、対策の実施に資するよう、これを官邸、関係行政機関、地方公共団体等に提供する。

また、水産庁及び環境省は、海上保安庁その他の関係行政機関、地方公共団体等からの情報に基づき、当該油等汚染事件が野生生物及び漁業資源に及ぼす影響の評価を行い、これを、野生生物の保護、漁場等の保全等の対策の決定に反映させるとともに、その他の対策の実施に資するよう、速やかに官邸、関係行政機関、地方公共団体等に提供する。

## 第5節 油等防除対策の実施

1 油等汚染事件が発生した場合、海防法に基づき応急措置を講ずべき船長等及び防除措置を講ずべき船舶所有者等の関係者による措置が実施されることになるが、海上保安庁はこれらの措置義務者の措置の実施状況等を総合的に把握し、措置義務者に対する指導、援助・協力者に対する指導を行う。防除措置義務者が措置を講じていないと認められる場合は、海上保安庁はこれらの者に対し、防除措置を命ずる。

緊急に防除措置を講ずる必要がある場合、海上保安庁は、自ら防除措置を実施し、又は海上災害防止センターに対して防除措置を講ずべきことを指示する。

2 油等汚染事件が発生した場合の排出油等の防除には、例えば、次のような措置があるが、排出油等の種類及び性状、排出油等

の拡散状況、気象・海象の状況その他の種々の条件によってその手法が異なるので、防除作業を行うに当たっては、まず、排出油等の拡散、性状の変化及び化学変化の状況について確実な把握に努め、第4節の評価の結果を踏まえて、状況に応じた適切な防除方針を速やかに決定するとともに、関係行政機関、地方公共団体等が協力して、初動段階において有効な防除勢力の先制集中を図り、もって迅速かつ効果的に排出油等の拡散の防止、回収、処理等を実施する。この場合において、海上保安庁その他の関係行政機関等は、他の関係行政機関、地方公共団体等に対し、防除措置の実施に必要な資機材の確保・運搬及び防除措置の実施について協力要請できるものとし、当該要請を受けた関係行政機関、地方公共団体等は、当該協力の必要の有無等を判断し、必要な協力を行う。

自衛隊は、防除措置の実施に必要な資機材の輸送について、関係行政機関又は地方公共団体から依頼があった場合、輸送の必要の有無等を判断し、航空機、艦船等の輸送手段を使用して必要な支援を行う。

#### (1) 排出防止措置

引き続き油等の排出を防止するためにガス抜きパイプの閉鎖、船体の傾斜調整等による措置を行うほか、破損タンク内の油等を他船又は他の施設へ移送するいわゆる瀬取りを行う。

#### (2) 拡散防止措置

排出油等は、風や潮流の影響を受けて、通常急速に拡散し、海洋汚染の範囲が拡大するものもあるため、油等汚染事件が発生した場合には、必要に応じ、直ちに排出源付近の海域にオイルフェンスを展張して排出油等を包囲し、拡散を局限する。



また、揮発性を有する油等の防除に当たっては、排出油等の性状等に応じ、周囲の状況等を勘案して薬剤等の使用により蒸発ガスの発生を抑制する措置を講ずるものとする。

### (3) 回収措置

排出油等の回収方法としては、回収船、回収装置等を使用して回収する機械的回収、吸着材、ゲル化剤等の資機材を使用して回収する物理的回収、その他ひしゃく、バケツ等を使用して回収する応急的・補助的な回収があり、状況に応じてこれらの回収方法のうち最も効果的な方法を用いるものとする。

### (4) 分散処理等

放水装置による放水若しくは船舶の航走により油等を攪拌し、又は処理剤等を使用して油等の分散を促し、大気若しくは海中へ分散させ、生物・自然分解を促進させる処理がある。これは、回収措置の実施、気象・海象、周囲の自然環境、漁場又は養殖場の分布等の状況を勘案して、(3)に掲げる回収方法のみによることが困難な場合において実施するものとする。

- 3 防除措置を実施するに当たっては、第2章第1節の情報図などを参考にし、それぞれの手法の特質と海洋環境への影響を総合的に考慮して実施すること、できる限り海上での回収に努めること、また、海岸等に漂着させざるを得ない場合においてもその後の回収作業や、影響を受けた環境の修復が比較的容易と想定される場所に誘導すること等に注意を払う必要がある。
- 4 排出油等が海岸等に漂着した場合、船舶所有者等の関係者により漂着した排出油等の除去のための措置が実施されることになるが、関係行政機関、地方公共団体等は、当該除去のための

措置の実施状況等を把握するとともに、迅速かつ効果的な防除作業が実施されるよう、関係機関の出動可能勢力、当該防除作業への支援体制等の情報を収集・整理し、船舶所有者等の関係者に対し提供等を行うよう努める。

関係行政機関、地方公共団体並びに港湾、漁港、河川及び海岸の管理者等は、必要に応じ、協力して、漂着した排出油等の除去のための措置を実施する。この場合において、必要な措置を、地元住民、ボランティア等の協力を得て実施する機関等は、第7節の健康安全管理のための体制整備のほか、円滑な防除作業が実施されるよう必要な支援体制の整備に努める。

- 5 回収した油等(油等によって汚染されたものを含む。以下同じ。)は、船舶所有者等の関係者による処理が実施されることになるが、関係行政機関、地方公共団体等は、当該回収した油等の量、処理作業の状況等を把握するとともに、適正かつ円滑な処理が実施されるよう、関係業界団体等の協力を得て、回収した油等の貯留・搬送に従事可能な貨物船・タンカー等、回収した油等の処理施設・当該受入可能量等の情報を収集・整理し、船舶所有者等の関係者に対し提供等を行うなど、必要な支援体制の整備に努める。

関係行政機関、地方公共団体等は、必要に応じ、回収した油等の処理を実施する。

- 6 油等のうち、引火性や毒性を有するものが排出された場合には、特に以下の点に留意し、防除措置等を実施するものとする。
  - (1) 火災・爆発、ガス中毒等の二次災害を防止するため、検知器具を用いて危険範囲の確認、火気の使用制限等の危険防止措置を講ずるものとする。
  - (2) 排出された物質の特性に応じた保護具を装着させる等防除作業に従事する者の安全確保に努めるものとする。

- (3) 海上保安庁は、排出された物質の種類及び性状、影響を及ぼす範囲等に関する情報の把握に努め、入手した情報を関係行政機関、関係地方公共団体等に速やかに提供するものとする。
- (4) 沿岸域において大規模な汚染事件が発生した場合には、関係行政機関、地方公共団体等は、付近住民の生命及び身体を保護するため、必要に応じ、災対法に定めるところに従い、住民の避難等所要の措置を講ずるものとする。

#### 第6節 資機材等に関する情報の提供等

海上保安庁は、第2章第1節の分野別専門家及び排出油等の防除資機材に関する情報を、関係行政機関、地方公共団体等の要請に応じて提供し得る体制を確保する。

経済産業省は、第2章第4節の石油事業者団体等が行う整備事業において、船舶所有者等の関係者等からの要請に応じて排出油等の防除資機材に関する情報の提供及び排出油等の防除資機材等の貸出しを行い得る体制を確保する。

総務省は、通信機器を、関係業界団体の協力を得る等により、必要に応じて又は関係行政機関、地方公共団体等の要請に応じて供給し得る体制を確保する。

#### 第7節 防除作業実施者の健康安全管理

厚生労働省及び環境省は、防除作業が実施される場合には、油等の成分、漂着状況等を踏まえ、防除作業における健康又は安全上の配慮事項について検討し、防除作業を実施する関係行政機関、地方公共団体等に対し適切に情報を提供する。

防除作業を実施する関係行政機関、地方公共団体等は、防除作業を実施する者の健康及び安全上の配慮事項について関係者等及

び作業現場への周知を図るなど、健康安全管理のための体制整備に努める。

#### 第8節 野生生物の救護の実施

環境省は、油等汚染事件により野生生物に被害が発生した場合には、排出油等が付着した野生生物の洗浄、排出油等付着に伴う疾病の予防、回復までの飼育等野生生物の救護が、獣医師、関係団体等の協力を得て円滑かつ適切に実施されるよう措置する。

#### 第9節 漁場保全対策等の実施

水産庁は、油等汚染事件により漁場等に汚染が生ずるおそれがある場合、又は生じた場合には、必要に応じて排出油等の回収等の保全、修復対策が円滑かつ適切に実施されるよう措置する。

#### 第10節 海上交通安全の確保及び危険防止措置

油等汚染事件の発生により航路筋が閉そくされる等により現場周辺の海域において船舶交通が混雑し、新たな海難が発生する危険が生じ、あるいは、防除作業の円滑な実施の妨げとなる場合には、海上保安庁は、必要に応じ、海防法等に基づき、船舶の退去、航行制限等の措置を講ずる。

#### 第11節 広報等

船舶交通の安全の確保、付近住民の安全確保、防除作業の円滑な実施等を図るため、関係行政機関、地方公共団体等は、それぞれ必要に応じ、他の関係行政機関、地方公共団体等と連絡調整を図り、迅速かつ的確な広報を行うものとする。

油等汚染事件が発生した場合には、同様の事件の発生の防止及び一般的な油等汚染事件発生時の対応に関する知識の充実に資す

るため、関係行政機関、地方公共団体等は、当該事件の原因、汚染の状況、講じた対策等についての状況を記録する。

## 第12節 事後の監視等の実施

関係行政機関、地方公共団体等は、前節までに定める措置が終了した後においても、必要に応じ、相互の連携の下、環境影響調査、財産の被害の調査等を実施する。特に、油等汚染事件による沿岸域の生態系等環境への影響は、回復に長期間を要することがあることから、水質、底質、野生生物等への影響の調査を段階的・継続的に実施し、講じた措置の効果を検証する。また、関係行政機関、地方公共団体等は、この結果を踏まえ、必要に応じて補完的な対策を実施する。

## 第4章 関係行政機関等の相互の連携等

### 第1節 国家的な連携

関係行政機関は、所掌事務及び関係法令に基づき、油等汚染事件への準備及び対応のため必要な施策の総合的な企画及び推進、関係法令の整備、調査研究の推進等を積極的に実施する。この場合において、関係行政機関は、関係省庁連絡会議等を活用し、相互に密接な連携を確保するよう努める。

また、石油業界、海運業界、鉱山業界、化学業界その他の関係業界団体は、その能力を活用し、油等汚染事件への準備及び対応に関し、積極的に取り組むことが期待され、国は、これら関係者を積極的に支援するとともに、これら関係者との連携の確保に努める。さらに、必要に応じ、専門的な知見に基づく助言等を活用するため、排出油等の防除の実施、海洋環境の保全等に関する専門家との連携を図る。

## 第2節 地域的な連携

関係地方行政機関等は、所掌事務及び関係法令に基づき、第1節の国家的な連携の下に推進される施策と密接な連携の下に、地域の実情に応じた具体的な準備及び対応の施策を推進する。

また、地方公共団体等、民間事業者その他の関係者は、関係法令に基づく責務に応じ、又は自発的に、その能力を活用し、地域の実情に応じた具体的な準備及び対応の施策を積極的に推進することが期待される。

この場合において、関係者は、排出油等の防除に関する協議会等を活用し、相互に密接な連携を確保するよう努める。また、必要に応じ、専門的な知見に基づく助言等を活用するため、排出油等の防除の実施、海洋環境の保全等に関する専門家との連携を図る。

## 第5章 その他の事項

### 第1節 調査研究、技術開発の推進

関係行政機関は、油等汚染事件の防止並びに当該事件による排出油等の防除及び海洋環境への影響の防止に関する調査研究、技術開発を、必要に応じ、民間との連携を図りながら推進する。

### 第2節 計画の見直し

国は、この計画の見直しについて随時検討し、必要があると認めるときは、見直しを行うものとする。

国家緊急時計画新旧対照表

新	旧
<p><u>油等汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画</u> (平成 18 年 12 月 8 日閣議決定)</p> <p>第 1 章 序説</p> <p>第 1 節 計画の目的</p> <p>四面を海に囲まれた我が国は、海洋を<u>取り巻く</u>多様な自然環境に恵まれるとともに、そこに存在する豊かな漁場等から多くの恩恵を受けるなど、海洋環境との密接な関係の中で国民生活が営まれている。このようなことから、我が国周辺海域において、万一、<u>油、有害液体物質、危険物その他の物質(以下「油等」という。)</u>による汚染事件(放射性物質による汚染事件については、<u>原子力災害対策特別措置法等により国家的な体制が確立されていることから、本計画の対象としない。以下「油等汚染事件」という。)</u>が発生した際には、その初期の段階から迅速かつ効果的な措置を講ずることが、海洋環境の保全並びに国民の生命、身体及び財産の保護の観点から必要不可欠である。また、我が国が世界有数の<u>海運国でありエネルギー輸入国</u>であることを考慮すると、我が国がこのような準備及び対応の体制を整備しておくことは極めて重要である。この場合、国、地方公共団体を<u>始め</u>、石油業界、海運業界、<u>鉱山業界、化学業界</u>、漁業関係者その他の官民の関係者が一体となって取り組むことが重要である。</p> <p>このような考え方を踏まえ、この計画は、「1990 年の油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約」第 6 条(1)(b) <u>及び「2000 年の危険物質及び有害物質による汚染事件に係る準備、対応及び協力に関する議定書」第 4 条(1)(b)</u>に規定する「準備及び対応のための国家的な緊急時計画」として、<u>油等</u>による汚染に係る準備及び対応に関する我が国の体制を体系的に取りまとめたものであって、国際約束の的確な実施を確保するとともに、海洋環境の保全並びに国民の生命、身体及び財産の保護のため<u>油等汚染事件</u>に我が国が迅速かつ効果的に対応することを目的として策定するものである。</p> <p>第 2 節 他の計画との関係</p> <p>この計画は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号。以下「<u>災対法</u>」という。)に基づく防災基本計画、防災業務計画及び地域防災計画、環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)に基づく環境基本計画、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和 45 年法律第 136 号。以下「<u>海防法</u>」とい</p>	<p><u>油汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画</u> (平成 9 年 12 月 19 日閣議決定) (平成 12 年 12 月 26 日一部改正)</p> <p>第 1 章 序説</p> <p>第 1 節 計画の目的</p> <p>四面を海に囲まれた我が国は、海洋をとりまく多様な自然環境に恵まれるとともに、そこに存在する豊かな漁場等から多くの恩恵を受けるなど、海洋環境との密接な関係の中で国民生活が営まれている。このようなことから、我が国周辺海域において、万一、<u>油汚染事件</u>が発生した際には、その初期の段階から迅速かつ効果的な措置を取ることが、海洋環境の保全並びに国民の生命、身体及び財産の保護の観点から必要不可欠である。また、我が国が世界有数の<u>タンカー保有国であり、かつ、石油輸入国</u>であることを考慮すると、我が国がこのような準備及び対応の体制を整備しておくことは極めて重要である。この場合、国、地方公共団体を<u>はじめ</u>、石油業界、海運業界、<u>鉱山業界、漁業関係者</u>その他の官民の関係者が一体となって取り組むことが重要である。</p> <p>このような考え方を踏まえ、この計画は、<u>平成 8 年 1 月 17 日に我が国において効力を生じた「1990 年の油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約」第 6 条(1)(b)に規定する「準備及び対応のための国家的な緊急時計画」として、油による汚染に係る準備及び対応に関する我が国の体制を体系的に取りまとめたものであって、国際約束の的確な実施を確保するとともに、海洋環境の保全並びに国民の生命、身体及び財産の保護のため油汚染事件に我が国が迅速かつ効果的に対応することを目的として策定するものである。</u></p> <p>第 2 節 他の計画との関係</p> <p>この計画は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号。以下「<u>災対法</u>」という。)に基づく防災基本計画、防災業務計画及び地域防災計画、環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)に基づく環境基本計画、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和 45 年法律第 136 号。以下「<u>海防法</u>」とい</p>

新	旧
<p>う。)に基づく<u>排出油等防除計画</u>、石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号、以下「石炭法」という。)に基づく石油コンビナート等防災計画並びに緊急事態に対する政府の初動対処体制について(平成15年11月21日閣議決定)と調和を保ったものであり、これらと相まって<u>油等汚染事件</u>に迅速かつ的確に対応できるよう策定するものである。</p> <p>第2章 <u>油等汚染事件</u>に対する準備に関する基本的事項</p> <p>第1節 <u>油等汚染事件</u>に関する情報の総合的な整備</p> <p><u>油等汚染事件</u>への対応を総合的かつ効果的に実施するため、関係行政機関は、内外の関係情報を収集・整理し、適宜最新のものとして維持するとともに、関係行政機関で構成する「<u>油等汚染事件</u>に対する準備及び対応に関する関係省庁連絡会議(以下「関係省庁連絡会議」という。)」等の場を通じて相互に交換する。</p> <p>海上保安庁は、それぞれの関係行政機関が把握している国内の各種分野の専門家及び<u>排出された油等(以下「排出油等」という。)</u>の防除資機材に関する情報を、関係行政機関等の協力を得て一元化するとともに、<u>油等汚染事件</u>への準備及び対応に関する活動に活用しようとする関係行政機関、地方公共団体等の要請に応じて提供し得る体制の確立に努める。</p> <p>また、関係行政機関は、<u>油等汚染事件</u>による環境への影響を迅速に把握・評価し、また、<u>油等汚染事件</u>に対応する措置を的確に講じ、被害の発生を最小限とするために参考とすべき、各海域ごとの自然的・社会的・経済的諸情報(水質、底質、漁場、養殖場、工業用水等の取水口、海水浴場、さんご礁、藻場、干潟、鳥類の渡来・繁殖地、史跡等に関する情報)を収集・整理し、適宜最新のものとして維持する。さらに、収集・整理した情報は、それぞれの行政に反映できるよう共有化するとともに、情報図として整備する等その内容を充実し、関係行政機関、地方公共団体等において有効に活用できる体制の確立に努める。</p> <p>さらに、地方公共団体が地域の実情に応じて行う<u>油等汚染事件</u>への準備及び対応に関する活動の促進を図るため、関係行政機関は、地方公共団体の要請に応じて適切に関係情報を提供するように努める。</p> <p>第2節 対応体制の整備</p> <p>関係行政機関、地方公共団体等は、<u>油等汚染事件</u>への対応について必要な対策を適切に実施するため、それぞれの機関の対応体制及び機関相互の協力体制の整備を図る。この場合、関係行政機関は、関係省庁連絡会議の場等を通じ、<u>油等汚染事件</u>に対する協力体制について必要な調整を行う。</p> <p>海上保安庁は、<u>油等汚染事件</u>への対応を迅速かつ的確に実施するため、<u>海防法に基づき排出油等防除計画</u>を作成するとともに、海上における特殊な災害に対応する特殊救難隊及び機動防除隊の育成強化を図り、船艇・航空機による24時間の出動体制を確保する。また、<u>独立行政法人海上災害防止センター(以下「海上災害防止センター」という。)</u>における防除措置の実施に関する対応能力の一層の確保に努める。</p>	<p>う。)に基づく<u>排出油防除計画</u>並びに石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号、以下「石炭法」という。)に基づく石油コンビナート等防災計画と調和を保ったものであり、これらと相まって<u>油汚染事件</u>に迅速かつ的確に対応できるよう策定するものである。</p> <p>第2章 <u>油汚染事件</u>に対する準備に関する基本的事項</p> <p>第1節 <u>油汚染事件</u>に関する情報の総合的な整備</p> <p><u>油汚染事件</u>への対応を総合的かつ効果的に実施するため、関係行政機関は、内外の関係情報を収集・整理し、適宜最新のものとして維持するとともに、関係行政機関で構成する「<u>油汚染事件</u>に対する準備及び対応に関する関係省庁連絡会議(以下「関係省庁連絡会議」という。)」等の場を通じて相互に交換する。</p> <p>海上保安庁は、それぞれの関係行政機関が把握している国内の各種分野の専門家及び<u>排出油防除資機材</u>に関する情報を、関係行政機関等の協力を得て一元化するとともに、<u>油汚染事件</u>への準備及び対応に関する活動に活用しようとする関係行政機関、地方公共団体等の要請に応じて提供し得る体制の確立に努める。</p> <p>また、関係行政機関は、<u>油汚染事件</u>による環境への影響を迅速に把握・評価し、また、<u>油汚染事件</u>に対応する措置を的確に講じ、被害の発生を最小限とするために参考とすべき、各海域ごとの自然的・社会的・経済的諸情報(水質、底質、漁場、養殖場、工業用水等の取水口、海水浴場、さんご礁、藻場、干潟、鳥類の渡来・繁殖地、史跡等に関する情報)を収集・整理し、適宜最新のものとして維持する。さらに、収集・整理した情報は、それぞれの行政に反映できるよう共有化するとともに、情報図として整備する等その内容を充実し、関係行政機関、地方公共団体等において有効に活用できる体制の確立に努める。</p> <p>さらに、地方公共団体が地域の実情に応じて行う<u>油汚染事件</u>への準備及び対応に関する活動の促進を図るため、関係行政機関は、地方公共団体の要請に応じて適切に関係情報を提供するように努める。</p> <p>第2節 対応体制の整備</p> <p>関係行政機関、地方公共団体等は、<u>油汚染事件</u>への対応について必要な対策を適切に実施するため、それぞれの機関の対応体制及び機関相互の協力体制の整備を図る。この場合、関係行政機関は、関係省庁連絡会議の場等を通じ、<u>油汚染事件</u>に対する協力体制について必要な調整を行う。</p> <p>海上保安庁は、<u>油汚染事件</u>への対応を迅速かつ的確に実施するため、<u>排出油防除計画</u>を作成するとともに、海上における特殊な災害に対応する特殊救難隊及び機動防除隊の育成強化を図り、船艇・航空機による24時間の出動体制を確保する。また、<u>海上災害防止センター</u>における防除措置の実施に関する対応能力の一層の確保に努める。</p> <p>また、海防法に基づき、管区海上保安本部長、タンカーの船舶所有者等は、官民合同の組織とし</p>



新	旧
<p>また、海防法に基づき、管区海上保安本部長、タンカーの船舶所有者等は、官民合同の組織として排出油等の防除に関する訓練の実施、重要事項の協議等を行う排出油等の防除に関する協議会を、関係地方行政機関、地方公共団体等と連携し、必要に応じて組織し、対象海域の広域化、それぞれの機関の防除の実施に関する役割分担の明確化等に努める。</p> <p>水産庁及び環境省等は、油等汚染事件発生時における環境影響調査、野生生物の保護、漁場等の保全等の対応措置が迅速かつ的確に行われるよう、各行政分野における体制の整備に努めるとともに、地方公共団体、関係団体等との連携協力体制の一層の確保に努める。</p> <p>第3節 通報・連絡体制の整備</p> <p>船舶の船長、施設(陸地にあるものを含む。)の管理者等は、当該船舶又は施設から海洋への大量の油等の排出があった場合及び排出のおそれのある場合には、海防法に基づき、電話、電信その他のなるべく早く到達するような手段により、直ちに最寄りの海上保安部署等に通報する。</p> <p>また、石油コンビナートの事業を統括管理する者は、当該石油コンビナート等における石油の漏洩その他の異常な現象が発生した場合には、石災法に基づき直ちに消防署等に通報する。</p> <p>さらに、鉱業権者は、自らが管理する鉱山施設等において大量の油等の海洋への排出があった場合及びそのおそれがある場合には、鉱山保安法(昭和24年法律第70号)に基づき直ちに産業保安監督部等に通報する。</p> <p><u>海面に大量の油等が広がっていることを発見した者その他海上における異常な現象を発見した者においても直ちに最寄りの海上保安部署等に通報する。</u></p> <p>海上保安部署等、消防署、警察署等においては、24時間の情報収集体制を確保する。</p> <p>関係行政機関、地方公共団体等は、内部の若しくは相互の連絡体制が確保されるよう、又は関係団体等との連携協力の下に必要な対策が適切に実施されるよう、それぞれの機関内部及び機関相互間における夜間、休日の場合等を含めた連絡体制の整備を図るとともに、防災行政無線の活用等により通信手段の確保を図るよう努める。</p> <p>第4節 関係資機材等の整備</p> <p>船舶所有者等は、海防法に基づき、排出油等の防除措置を実施するため必要な資機材等を備え付けるとともに、当該資機材等を適切に使用することができるよう、その備付け場所、管理、設備等に関し、必要な措置を講じておくものとする。また、海上災害防止センターは、同法に基づき、海上保安庁長官の指示若しくは船舶所有者等の委託により防除措置を実施するため、又は船舶所有者等の利用に供するために必要な資機材等を保有する。</p> <p><u>また、鉱業権者は、鉱山保安法に基づき、排出油等の防除措置を実施するために必要な資機材を備える。</u></p> <p><u>石油コンビナートの事業を統括管理する者は、当該石油コンビナート等における石油の漏洩に備え、石災法に基づく資機材を備え付ける。</u></p> <p>港湾管理者は、港湾法(昭和25年法律第218号)に基づき、港湾区域内に流出した油等の防除に必要な資機材を備える。</p>	<p>て排出油の防除に関する訓練の実施、重要事項の協議等を行う排出油の防除に関する協議会を、関係地方行政機関、地方公共団体等と連携し、必要に応じて組織し、対象海域の広域化、それぞれの機関の防除の実施に関する役割分担の明確化等に努める。</p> <p>水産庁及び環境省等は、油汚染事件発生時における環境影響調査、野生生物の保護、漁場等の保全等の対応措置が迅速かつ的確に行われるよう、各行政分野における体制の整備に努めるとともに、地方公共団体、関係団体等との連携協力体制の一層の確保に努める。</p> <p>第3節 通報・連絡体制の整備</p> <p>船舶の船長、施設(陸地にあるものを含む。)の管理者等は、当該船舶又は施設から海洋への大量の油の排出があった場合及び排出のおそれのある場合には、海防法に基づき、電話、電信その他のなるべく早く到達するような手段により、直ちに最寄りの海上保安部署等に通報する。また、海面に大量の油が広がっていることを発見した者においても同様である。</p> <p>また、石油コンビナートの事業を統括管理する者は、当該石油コンビナート等における石油等の漏洩その他の異常な現象が発生した場合には、石災法に基づき直ちに消防署等に通報する。</p> <p>さらに、鉱業権者は、自らが管理する鉱山施設等において大量の油の海洋への流出があった場合及びそのおそれがある場合には、鉱山保安法(昭和24年法律第70号)に基づき直ちに鉱山保安監督部等に通報する。</p> <p>海上保安部署等、消防署、警察署等においては、24時間の情報収集体制を確保する。</p> <p>関係行政機関、地方公共団体等は、内部の若しくは相互の連絡体制が確保されるよう、又は関係団体等との連携協力の下に必要な対策が適切に実施されるよう、それぞれの機関内部及び機関相互間における夜間、休日の場合等を含めた連絡体制の整備を図るとともに、防災行政無線の活用等により通信手段の確保を図るよう努める。</p> <p>第4節 関係資機材の整備</p> <p>船舶所有者等は、海防法に基づき、排出油の防除措置を実施するため必要な資機材を船舶内等に備え付けるとともに、当該資機材を適切に使用することができるよう、その備付け場所、管理、設備等に関し、必要な措置を講じておくものとする。また、海上災害防止センターは、同法に基づき、海上保安庁長官の指示若しくは船舶所有者等の委託により防除措置を実施するため、又は船舶所有者等の利用に供するために必要な資機材を保有する。</p> <p>また、鉱業権者は、鉱山保安法に基づき、排出油の防除措置を実施するために必要な資機材を備え置く。</p> <p>さらに、港湾管理者は、港湾法(昭和25年法律第218号)に基づき、港湾区域内に流出した油の防除に必要な資機材を備える。</p>

新	旧
<p>海上保安庁は、<b>油等汚染事件</b>への対応を迅速かつ的確に実施するため、船艇、航空機、情報通信施設、<b>排出油等の防除資機材等</b>の整備を推進する。</p> <p>経済産業省は、関係者の利用に供するため、<b>石油事業者団体等</b>が行う<b>排出油等の防除資機材</b>の整備事業及び当該事業の普及・啓蒙を推進する。</p> <p>水産庁は、<b>油等汚染事件</b>による漁場等の汚染の防止又は軽減を図るための資機材の整備を推進する。</p> <p>環境省は、野生生物の保護を行うにあたって必要な資機材が適切に整備されるよう措置する。</p> <p>関係行政機関は、各行政分野において、<b>油等汚染事件</b>への対応のため必要な資機材の整備に努める。</p> <p>地方公共団体は、必要に応じ、<b>油等汚染事件</b>への対応のため必要な<b>排出油等の防除資機材等</b>の整備に努める。</p> <p>また、必要な<b>排出油等の防除資機材</b>が、現場に迅速に配置され、活用できるよう日頃から官民の連携の確保に努める。</p> <p>第5節 訓練等</p> <p>関係行政機関、地方公共団体等は、<b>油等汚染事件</b>への対応を迅速かつ的確に実施するため、事件の形態・規模、気象・海象、<b>油等</b>の性状等様々な条件設定の下でのシミュレーション訓練手法を導入するなど工夫した関係機関相互の有機的連携に重点を置いた総合的かつ実践的な訓練を、<b>排出油等</b>の防除に関する協議会等を活用して行う。訓練後には、<b>その</b>評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ、それぞれの機関の対応体制等の改善を行う。</p> <p>関係行政機関、地方公共団体等は、<b>油等汚染事件</b>への対応を迅速かつ的確に実施するため、海上災害防止センターの海上防災のための措置に関する訓練事業を活用するなどして、人材の育成に努める。</p> <p>環境省は、野生生物の保護等を実施する上で必要な知識及び技術の修得に関する地方公共団体、関係団体等に対する研修等を行う。</p> <p>また、海上災害防止センターは、海防法に基づき、よりの確な防除技術を普及するため、海上防災のための措置に関する訓練事業を行うとともに、自らの防災措置に関する技術の向上に努める。</p> <p>これらの訓練等の実施に<b>当たっては</b>、海洋環境の保全並びに国民の生命、身体及び財産の保護の観点から適切に実施されるよう配慮するものとする。</p> <p>関係行政機関は、関係者に対し講習会、訪船指導等を通じ、<b>油等汚染事件</b>発生時の防止及び当該事件発生時の対応に関する指導を行い、これを通じて海洋環境の保全に係る思想及び技術の普及・啓蒙を図る。</p> <p>民間事業者は、<b>油等汚染事件</b>発生の際に迅速かつ的確に対応できるよう、積極的に訓練等を行うとともに、人材の育成に努める。</p> <p>第6節 近隣諸国等との協力体制</p>	<p>海上保安庁は、<b>油汚染事件</b>への対応を迅速かつ的確に実施するため、船艇、航空機、情報通信施設、<b>排出油防除資機材等</b>の整備を推進する。</p> <p>経済産業省は、関係者の利用に供するため、<b>石油事業者団体</b>が行う<b>排出油防除資機材</b>の整備事業及び当該事業の普及・啓蒙を推進する。</p> <p>水産庁は、<b>油汚染事件</b>による漁場等の汚染の防止又は軽減を図るための資機材の整備を推進する。</p> <p>環境省は、野生生物の保護を行うにあたって必要な資機材が適切に整備されるよう措置する。</p> <p>関係行政機関は、各行政分野において、<b>油汚染事件</b>への対応のため必要な資機材の整備に努める。</p> <p>地方公共団体は、必要に応じ、<b>油汚染事件</b>への対応のため必要な<b>排出油防除資機材等</b>の整備に努める。</p> <p>また、必要な<b>排出油防除資機材</b>が、現場に迅速に配置され、活用できるよう日頃から官民の連携の確保に努める。</p> <p>第5節 訓練等</p> <p>関係行政機関、地方公共団体等は、<b>油汚染事件</b>への対応を迅速かつ的確に実施するため、事件の形態・規模、気象・海象、<b>油</b>の性状等様々な条件設定の下でのシミュレーション訓練手法を導入するなど工夫した関係機関相互の有機的連携に重点を置いた総合的かつ実践的な訓練を、<b>排出油</b>の防除に関する協議会等を活用して行う。訓練後には、<b>当該</b>評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ、それぞれの機関の対応体制等の改善を行う。</p> <p>関係行政機関、地方公共団体等は、<b>油汚染事件</b>への対応を迅速かつ的確に実施するため、海上災害防止センターの海上防災のための措置に関する訓練事業を活用するなどして、人材の育成に努める。</p> <p>環境省は、野生生物の保護等を実施する上で必要な知識及び技術の修得に関する地方公共団体、関係団体等に対する研修等を行う。</p> <p>また、海上災害防止センターは、海防法に基づき、よりの確な防除技術を普及するため、海上防災のための措置に関する訓練事業を行うとともに、自らの防災措置に関する技術の向上に努める。</p> <p>これらの訓練等の実施にあたっては、海洋環境の保全並びに国民の生命、身体及び財産の保護の観点から適切に実施されるよう配慮するものとする。</p> <p>関係行政機関は、関係者に対し講習会、訪船指導等を通じ、<b>油汚染事件</b>発生時の防止及び当該事件発生時の対応に関する指導を行い、これを通じて海洋環境の保全に係る思想及び技術の普及・啓蒙を図る。</p> <p>民間事業者は、<b>油汚染事件</b>発生の際に迅速かつ的確に対応できるよう、積極的に訓練等を行うとともに、人材の育成に努める。</p> <p>第6節 近隣諸国等との協力体制</p>

新	旧
<p>外務省は、国土交通省及び海上保安庁と協力しつつ、近隣諸国等との<u>油等汚染事件</u>発生時の連絡体制の強化や要請に応じた資機材の提供等、海洋汚染に関する協力体制の一層の強化に努める。</p> <p>第3章 <u>油等汚染事件</u>に対する対応に関する基本的事項</p> <p>第1節 保護対象についての基本的な考え方  <u>油等汚染事件</u>に対しては、海洋環境の保全の観点並びに国民の生命、身体及び財産の保護の観点の両面に配慮して適切な対応方策を講ずるものとする。この場合、第2章第1節の各海域ごとの情報等も踏まえて、被害の発生が最小限となるように措置を講ずるものとする。</p> <p>第2節 対応体制の確立  <u>油等汚染事件</u>が発生した場合、関係行政機関、地方公共団体等は、<u>油等汚染事件</u>への対応について必要な対策を適切に実施するため、それぞれの機関の対応体制及び機関相互の協力体制の確立に努める。  海上保安庁長官、管区海上保安本部長又は都道府県知事は、自衛隊の派遣要請の必要性を<u>油等汚染事件</u>の規模及び収集した被害情報から判断し、必要な場合には、自衛隊法(昭和29年法律第165号)の災害派遣の規定に基づき、直ちに要請するものとする。また、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を連絡するものとする。  自衛隊は、当該要請を受けたときは、要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等の派遣の必要の有無を判断し、部隊等を派遣する等適切な措置を行う。  関係行政機関は、大規模な<u>油等汚染事件</u>が発生した場合には、事件及び被害の<u>第一次</u>情報についての確認及び共有化、応急対策の調整等を行うため、必要に応じて、関係省庁連絡会議を開催する。  <u>内閣危機管理監は、大規模な油等汚染事件が発生した場合又はそのおそれがある場合であつて、情報の集約、内閣総理大臣等への報告、関係省庁との連絡調整を集中的に行う必要がある場合は、事態に応じ、緊急参集チームを官邸危機管理センターに緊急参集させ、政府としての初動措置に関する情報の集約等を行うとともに、官邸危機管理センターに官邸対策室を設置する。</u>  国は、<u>油等汚染事件</u>が発生した場合において、収集された情報により、事件の規模、被害の広域性等から、応急対策の調整等を強力に推進するために特に必要があるときは、内閣総理大臣に報告の上、海上保安庁長官を本部長とする警戒本部を設置する。この場合、警戒本部及びその事務局の設置場所は、原則海上保安庁内とする。また、警戒本部が設置された場合は、現地の状況を把握し、応急対策の迅速かつ的確な実施に資するため、現地に管区海上保安本部長を本部長とする連絡調整本部を設置する。この場合、連絡調整本部及びその事務局の設置場所は、原則管区海上保安本部内とする。  国は、収集された情報により大規模な被害が発生していると認められたときは、直ちに原則国土交通大臣(石炭法に基づく石油コンビナート等特別防災区域(以下「石油コンビナート等特別防災区</p>	<p>外務省は、国土交通省及び海上保安庁と協力しつつ、近隣諸国等との<u>油汚染事件</u>発生時の連絡体制の強化や要請に応じた資機材の提供等、海洋汚染に関する協力体制の一層の強化に努める。</p> <p>第3章 <u>油汚染事件</u>に対する対応に関する基本的事項</p> <p>第1節 保護対象についての基本的な考え方  <u>油汚染事件</u>に対しては、海洋環境の保全の観点並びに国民の生命、身体及び財産の保護の観点の両面に配慮して適切な対応方策を講ずるものとする。この場合、第2章第1節の各海域ごとの情報等も踏まえて、被害の発生が最小限となるように措置を講ずるものとする。</p> <p>第2節 対応体制の確立  <u>油汚染事件</u>が発生した場合、関係行政機関、地方公共団体等は、<u>油汚染事件</u>への対応について必要な対策を適切に実施するため、それぞれの機関の対応体制及び機関相互の協力体制の確立に努める。  海上保安庁長官、管区海上保安本部長又は都道府県知事は、自衛隊の派遣要請の必要性を<u>油汚染事件</u>の規模及び収集した被害情報から判断し、必要な場合には、自衛隊法(昭和29年法律第165号)の災害派遣の規定に基づき、直ちに要請するものとする。また、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を連絡するものとする。  自衛隊は、当該要請を受けたときは、要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等の派遣の必要の有無を判断し、部隊等を派遣する等適切な措置を行う。  関係行政機関は、大規模な<u>油汚染事件</u>が発生した場合には、事件及び被害の<u>第1次</u>情報についての確認及び共有化、応急対策の調整等を行うため、必要に応じて、関係省庁連絡会議を開催する。</p> <p>国は、<u>油汚染事件</u>が発生した場合において、収集された情報により、事件の規模、被害の広域性等から、応急対策の調整等を強力に推進するために特に必要があるときは、内閣総理大臣に報告の上、海上保安庁長官を本部長とする警戒本部を設置する。この場合、警戒本部及びその事務局の設置場所は、原則海上保安庁内とする。また、警戒本部が設置された場合は、現地の状況を把握し、応急対策の迅速かつ的確な実施に資するため、現地に管区海上保安本部長を本部長とする連絡調整本部を設置する。この場合、連絡調整本部及びその事務局の設置場所は、原則管区海上保安本部内とする。  国は、収集された情報により大規模な被害が発生していると認められたときは、直ちに原則国土交通大臣(石油コンビナート等特別防災区域からの油汚染事件については総務大臣)を本部長と</p>

新	旧
<p>域」という。)からの<u>油等汚染事件</u>については総務大臣)を本部長とする災対法に基づく非常災害対策本部を設置する。非常災害対策本部の設置方針が決定されたときは、内閣府は、速やかに所要の手続きを行い、非常災害対策本部の設置等を行う。この場合、非常災害対策本部及びその事務局の設置場所は、原則国土交通省内(石油コンビナート等特別防災区域からの<u>油等汚染事件</u>については消防庁内)とする。また、非常災害対策本部は、関係地方行政機関、関係地方公共団体等のそれぞれの機関が実施する応急対策の総合調整に関する事務のうち、現地において機動的かつ迅速に処理する必要があるときは、原則国土交通副大臣(石油コンビナート等特別防災区域からの<u>油等汚染事件</u>については総務副大臣)を本部長とする非常災害現地対策本部を設置する。</p> <p><u>なお、警戒本部又は非常災害対策本部(以下「非常災害対策本部等」という。)は、官邸対策室と緊密に連携を図るものとする。</u></p> <p>関係行政機関又は非常災害対策本部は、現地の状況を把握し、迅速かつ的確な対策の実施等に資するよう、必要に応じ、調査団を現地に派遣する。</p> <p>地方公共団体は、必要に応じ、災対法に基づく災害対策本部等を、又は石炭法に基づく石油コンビナート等防災本部の現地防災本部を設置する。</p> <p>関係行政機関、地方公共団体等は、これら本部が設置された場合には、職員を派遣するなどして、これら本部との間における情報の交換を促進し、<u>油等汚染事件</u>への的確な対応体制を確保する。</p> <p>国と地方公共団体等との情報の交換には、連絡調整本部又は非常災害現地対策本部を活用する。</p> <p>第3節 <u>油等汚染事件</u>に関する情報の連絡</p> <p><u>油等汚染事件</u>の発生又は発生するおそれについて連絡を受けた海上保安庁その他の関係行政機関、地方公共団体等は、必要に応じ、<u>あらかじめ</u>定められた連絡網に従い、官邸、他の関係行政機関、地方公共団体等に、入手した情報、対応に必要な情報を提供する。</p> <p>関係行政機関、地方公共団体等は、被害情報、対策実施情報等を、<u>官邸対策室又は非常災害対策本部等(設置された場合に限る。以下同じ。)</u>に連絡(地方公共団体等は、関係行政機関又は連絡調整本部若しくは非常災害現地対策本部を介して連絡)し、当該連絡を受けた<u>官邸対策室又は非常災害対策本部等</u>は、必要に応じ、内閣総理大臣に報告するとともに、関係機関に連絡する。</p> <p>関係行政機関、地方公共団体等は、当該<u>油等汚染事件</u>に対し迅速かつ適切に対応する観点から、事件の<u>収束</u>に至るまで、必要に応じ、相互に緊密な情報の交換を行う。</p> <p>第4節 <u>油等汚染事件</u>の評価</p> <p>海上保安庁は、<u>油等汚染事件</u>発生時の情報を入手したときは、更に詳細な情報を得るように努め、<u>船艇</u>、航空機を<u>油等汚染事件</u>発生場所に急行させるほか、必要に応じ、派遣された自衛隊機等の協力を得て、当該事件の調査を行う。事件の調査結果に基づき、その規模及び態様を分析し、第2章第1節の情報を踏まえ、気象・海象の状況、船舶交通の状況等を考慮して、当該事件の影響を評価し、対策の実施に資するよう、これを官邸、関係行政機関、地方公共団体等に提供する</p>	<p>する災対法に基づく非常災害対策本部を設置する。非常災害対策本部の設置方針が決定されたときは、内閣府は、速やかに所要の手続きを行い、非常災害対策本部の設置等を行う。この場合、非常災害対策本部及びその事務局の設置場所は、原則国土交通省内(石油コンビナート等特別防災区域からの<u>油汚染事件</u>については消防庁内)とする。また、非常災害対策本部は、関係地方行政機関、関係地方公共団体等のそれぞれの機関が実施する応急対策の総合調整に関する事務のうち、現地において機動的かつ迅速に処理する必要があるときは、原則国土交通副大臣(石油コンビナート等特別防災区域からの<u>油汚染事件</u>については総務副大臣)を本部長とする非常災害現地対策本部を設置する。</p> <p>関係行政機関又は非常災害対策本部は、現地の状況を把握し、迅速かつ的確な対策の実施等に資するよう、必要に応じ、調査団を現地に派遣する。</p> <p>地方公共団体は、必要に応じ、災対法に基づく災害対策本部等を、又は石炭法に基づく石油コンビナート等防災本部の現地防災本部を設置する。</p> <p>関係行政機関、地方公共団体等は、これら本部が設置された場合には、職員を派遣するなどして、これら本部との間における情報の交換を促進し、<u>油汚染事件</u>への的確な対応体制を確保する。</p> <p>国と地方公共団体等との情報の交換には、連絡調整本部又は非常災害現地対策本部を活用する。</p> <p>第3節 <u>油汚染事件</u>に関する情報の連絡</p> <p><u>油汚染事件</u>の発生又は発生するおそれについて連絡を受けた海上保安庁その他の関係行政機関、地方公共団体等は、必要に応じ、<u>予め</u>定められた連絡網に従い、官邸、他の関係行政機関、地方公共団体等に、入手した情報、対応に必要な情報を提供する。</p> <p>関係行政機関、地方公共団体等は、被害情報、対策実施情報等を、警戒本部又は非常災害対策本部に連絡(地方公共団体等は、関係行政機関又は連絡調整本部若しくは非常災害現地対策本部を介して連絡)し、当該連絡を受けた警戒本部又は非常災害対策本部は、必要に応じ、内閣総理大臣に報告するとともに、関係機関に連絡する。</p> <p>関係行政機関、地方公共団体等は、当該<u>油汚染事件</u>に対し迅速かつ適切に対応する観点から、事件の<u>終息</u>に至るまでの<u>当該油汚染事件</u>に関し、必要に応じ、相互に緊密な情報の交換を行う。</p> <p>第4節 <u>油汚染事件</u>の評価</p> <p>海上保安庁は、<u>油汚染事件</u>発生時の情報を入手したときは、更に詳細な情報を得るように努め、<u>巡視船艇</u>、航空機を<u>油汚染事件</u>発生場所に急行させるほか、必要に応じ、派遣された自衛隊機等の協力を得て、当該事件の調査を行う。事件の調査結果に基づき、その規模及び態様を分析し、第2章第1節の情報を踏まえ、気象・海象の状況、船舶交通の状況等を考慮して、当該事件の影響を評価し、対策の実施に資するよう、これを官邸、関係行政機関、地方公共団体等に提供する。</p>

新	旧
<p>る。</p> <p>また、水産庁及び環境省は、海上保安庁その他の関係行政機関、地方公共団体等からの情報に基づき、当該<b>油等汚染事件</b>が野生生物及び漁業資源に及ぼす影響の評価を行い、これを、野生生物の保護、漁場等の保全等の対策の決定に反映させるとともに、その他の対策の実施に資するよう、速やかに官邸、関係行政機関、地方公共団体等に提供する。</p> <p>第5節 <b>油等防除対策</b>の実施</p> <p>1 <b>油等汚染事件</b>が発生した場合、海防法に基づき応急措置を講ずべき船長等及び防除措置を講ずべき船舶所有者等の関係者による措置が実施されることになるが、海上保安庁はこれらの措置義務者の措置の実施状況等を総合的に把握し、措置義務者に対する指導、援助・協力者に対する指導を行う。防除措置義務者が措置を講じていないと認められる場合は、海上保安庁はこれら者に対し、防除措置を命ずる。</p> <p>緊急に防除措置を講ずる必要がある場合、海上保安庁は、自ら防除措置を実施し、又は海上災害防止センターに対して防除措置を講ずべきことを指示する。</p> <p>2 <b>油等汚染事件</b>が発生した場合の<b>排出油等</b>の防除には、例えば、次のような措置があるが、<b>排出油等</b>の種類及び性状、<b>排出油等</b>の拡散状況、気象・海象の状況その他の種々の条件によってその手法が異なるので、防除作業を行うに<b>当たっては</b>、まず、<b>排出油等</b>の拡散、性状の変化及び<b>化学変化</b>の状況について確実な把握に努め、第4節の評価の結果を踏まえて、状況に応じた適切な防除方針を速やかに決定するとともに、関係行政機関、地方公共団体等が協力して、初動段階において有効な防除勢力の先制集中を図り、もって迅速かつ効果的に<b>排出油等</b>の拡散の防止、<b>回収、処理等</b>を実施する。この場合において、海上保安庁その他の関係行政機関等は、他の関係行政機関、地方公共団体等に対し、防除措置の実施に必要な資機材の確保・運搬及び防除措置の実施について協力要請できるものとし、当該要請を受けた関係行政機関、地方公共団体等は、当該協力の必要の有無等を判断し、必要な協力を行う。</p> <p>自衛隊は、防除措置の実施に必要な資機材の輸送について、関係行政機関又は地方公共団体から依頼があった場合、輸送の必要の有無等を判断し、航空機、艦船等の輸送手段を使用して必要な支援を行う。</p> <p>(1) 排出<b>防止</b>措置</p> <p>引き続き<b>油等</b>の排出を防止するためにガス抜きパイプの閉鎖、船体の傾斜調整等による措置を行うほか、破損タンク内の<b>油等</b>を他船<b>又は</b>他の施設へ移送するいわゆる瀬取りを行う。</p> <p>(2) 拡散防止措置</p> <p><b>排出油等</b>は、風や潮流の影響を受けて、通常急速に拡散し、海洋汚染の範囲が<b>拡大するものもあるため、油等汚染事件</b>が発生した場合には、<b>必要に応じ</b>、直ちに排出源付近の海域にオイルフェンスを展開して<b>排出油等</b>を包囲し、拡散を局限する。</p> <p>また、揮発性を有する<b>油等</b>の防除に<b>当たっては</b>、<b>排出油等の性状等に応じ、周囲の状況等を勘案して薬剤等の使用により蒸発ガスの発生を抑制する措置を講じるものとする。</b></p>	<p>また、水産庁及び環境省は、海上保安庁その他の関係行政機関、地方公共団体等からの情報に基づき、当該<b>油汚染事件</b>が野生生物及び漁業資源に及ぼす影響の評価を行い、これを、野生生物の保護、漁場等の保全等の対策の決定に反映させるとともに、その他の対策の実施に資するよう、速やかに官邸、関係行政機関、地方公共団体等に提供する。</p> <p>第5節 <b>油防除対策</b>の実施</p> <p>1 <b>油汚染事件</b>が発生した場合、海防法に基づき応急措置を講ずべき船長等及び防除措置を講ずべき船舶所有者等の関係者による措置が実施されることになるが、海上保安庁はこれらの措置義務者の措置の実施状況等を総合的に把握し、措置義務者に対する指導、援助・協力者に対する指導を行う。防除措置義務者が措置を講じていないと認められる場合は、海上保安庁はこれら者に対し、<b>防除措置</b>を命ずる。</p> <p>緊急に防除措置を講ずる必要がある場合、海上保安庁は、自ら防除措置を実施し、又は海上災害防止センターに対して防除措置を講ずべきことを指示する。</p> <p>2 <b>油汚染事件</b>が発生した場合の<b>排出油</b>の防除には、例えば、次のような措置があるが、<b>排出油</b>の種類及び性状、<b>排出油</b>の拡散状況、気象・海象の状況その他の種々の条件によってその手法が異なるので、防除作業を行うに<b>あたっては</b>、まず、<b>排出油</b>の拡散及び性状の変化の状況について確実な把握に努め、第4節の評価の結果を踏まえて、状況に応じた適切な防除方針を速やかに決定するとともに、関係行政機関、地方公共団体等が協力して、初動段階において有効な防除勢力の先制集中を図り、もって迅速かつ効果的に<b>排出油</b>の拡散の防止、<b>回収及び処理</b>を実施する。この場合において、海上保安庁その他の関係行政機関等は、他の関係行政機関、地方公共団体等に対し、防除措置の実施に必要な資機材の確保・運搬及び防除措置の実施について協力要請できるものとし、当該要請を受けた関係行政機関、地方公共団体等は、当該協力の必要の有無等を判断し、必要な協力を行う。</p> <p>自衛隊は、防除措置の実施に必要な資機材の輸送について、関係行政機関又は地方公共団体から依頼があった場合、輸送の必要の有無等を判断し、航空機、艦船等の輸送手段を使用して必要な支援を行う。</p> <p>(1) 排出<b>防除</b>措置</p> <p>引き続き<b>油</b>の排出を防止するためにガス抜きパイプの閉鎖、船体の傾斜調整等による措置を行うほか、破損タンク内の<b>油</b>を他船<b>または</b>他の施設へ移送するいわゆる瀬取りを行う。</p> <p>(2) 拡散<b>防止</b>措置</p> <p>排出した<b>油</b>は、風や潮流の影響を受けて、通常急速に拡散し、海洋汚染の範囲が<b>拡大するため、油汚染事件</b>が発生した場合には、直ちに排出源付近の海域にオイルフェンスを展開して<b>排出油</b>を包囲し、拡散を局限する。</p>

新	旧
<p>(3) 回収措置  <u>排出油等</u>の回収方法としては、<u>回収船、回収装置</u>等を使用して回収する機械的回収、<u>吸着材、ゲル化剤</u>等の資機材を使用して回収する物理的回収、その他ひしゃく、バケツ等を使用して回収する応急的・補助的な回収があり、状況に応じてこれらの回収方法のうち最も効果的な方法を用いるものとする。</p> <p>(4) <u>分散処理等</u>  <u>放水装置による放水若しくは船舶の航走により油等を攪拌し、又は処理剤等を使用して油等の分散を促し、大気若しくは海中へ分散させ、生物・自然分解を促進させる処理がある。</u>これは、回収措置の実施、気象・海象、周囲の自然環境、漁場又は養殖場の分布等の状況を勘案して、(3)に掲げる回収方法のみによることが困難な場合において実施するものとする。</p> <p>3 防除措置を実施するに<u>当たっては</u>、第2章第1節の情報図などを参考にし、それぞれの手法の特質と海洋環境への影響を総合的に考慮して実施すること、できる限り海上での回収に努めること、また、海岸等に漂着させざるを得ない場合においてもその後の回収作業<u>也</u>、影響を受けた環境の修復が比較的容易と想定される場所に誘導すること等に注意を払う必要がある。</p> <p>4 <u>排出油等</u>が海岸等に漂着した場合、船舶所有者等の関係者により漂着した<u>排出油等</u>の除去のための措置が実施されることになるが、関係行政機関、地方公共団体等は、当該除去のための措置の実施状況等を把握するとともに、迅速かつ効果的な防除作業が実施されるよう、関係機関の出動可能勢力、当該防除作業への支援体制等の情報を収集・整理し、船舶所有者等の関係者に対し提供等を行うよう努める。</p> <p>関係行政機関、地方公共団体並びに港湾、漁港、河川及び海岸の管理者等は、必要に応じ、協力して、漂着した<u>排出油等</u>の除去のための措置を実施する。この場合において、必要な措置を、地元住民、ボランティア等の協力を得て実施する機関等は、第7節の健康管理のための体制整備のほか、円滑な防除作業が実施されるよう必要な支援体制の整備に努める。</p> <p>5 <u>回収した油等(油等によって汚染されたものを含む。以下同じ。)</u>は、船舶所有者等の関係者による処理が実施されることになるが、関係行政機関、地方公共団体等は、当該回収した<u>油等</u>の量、処理作業の状況等を把握するとともに、適正かつ円滑な処理が実施されるよう、関係業界団体等の協力を得て、回収した<u>油等</u>の貯留・搬送に従事可能な貨物船・タンカー等、回収した<u>油等</u>の処理施設・当該<u>受入</u>可能量等の情報を収集・整理し、船舶所有者等の関係者に対し提供等を行うなど、必要な支援体制の整備に努める。</p> <p>関係行政機関、地方公共団体等は、必要に応じ、回収した<u>油等</u>の処理を実施する。</p> <p>6 <u>油等のうち、引火性や毒性を有するものが排出された場合には、特に以下の点に留意し、防除措置等を実施するものとする。</u></p> <p>(1) <u>火災・爆発、ガス中毒等の二次災害を防止するため、検知器具を用いて危険範囲の確認、火気の使用制限等の危険防止措置を講ずるものとする。</u></p> <p>(2) <u>排出された物質の特性に応じた保護具を装着させる等防除作業に従事する者の安全確保に</u></p>	<p>(3) 回収措置  <u>排出した油</u>の回収方法としては、<u>油回収船、油回収装置</u>等を使用して回収する機械的回収、<u>油吸着材若しくは油ゲル化剤</u>等の資機材を使用して回収する物理的回収、その他ひしゃく、バケツ等を使用して回収する応急的・補助的な回収があり、状況に応じてこれらの回収方法のうち最も効果的な方法を用いるものとする。</p> <p>(4) <u>化学的処理</u>  <u>油の分解を促す油処理剤を使用した化学的処理がある。</u>これは、回収措置の実施、気象・海象、周囲の自然環境、漁場又は養殖場の分布等の状況を勘案して、(3)に掲げる回収方法のみによることが困難な場合において実施するものとする。</p> <p>3 防除措置を実施するに<u>あたっては</u>、第2章第1節の情報図などを参考にし、それぞれの手法の特質と海洋環境への影響を総合的に考慮して実施すること、できる限り海上での回収に努めること、また、海岸等に漂着させざるを得ない場合においてもその後の回収作業が<u>行い易く</u>、影響を受けた環境の修復が比較的容易と想定される場所に誘導すること等に注意を払う必要がある。</p> <p>4 <u>油</u>が海岸等に漂着した場合、船舶所有者等の関係者により漂着した<u>油</u>の除去のための措置が実施されることになるが、関係行政機関、地方公共団体等は、当該除去のための措置の実施状況等を把握するとともに、迅速かつ効果的な防除作業が実施されるよう、関係機関の出動可能勢力、当該防除作業への支援体制等の情報を収集・整理し、船舶所有者等の関係者に対し提供等を行うよう努める。</p> <p>関係行政機関、地方公共団体並びに港湾、漁港、河川及び海岸の管理者等は、必要に応じ、協力して、漂着した<u>油</u>の除去のための措置を実施する。この場合において、必要な措置を、地元住民、ボランティア等の協力を得て実施する機関等は、第7節の健康管理のための体制整備のほか、円滑な防除作業が実施されるよう必要な支援体制の整備に努める。</p> <p>5 <u>回収した油等</u>は、船舶所有者等の関係者による処理が実施されることになるが、関係行政機関、地方公共団体等は、当該回収した<u>油等</u>の量、処理作業の状況等を把握するとともに、適正かつ円滑な処理が実施されるよう、関係業界団体等の協力を得て、回収した<u>油等</u>の貯留・搬送に従事可能な貨物船・タンカー等、回収した<u>油等</u>の処理施設・当該<u>受入れ</u>可能量等の情報を収集・整理し、船舶所有者等の関係者に対し提供等を行うなど、必要な支援体制の整備に努める。</p> <p>関係行政機関、地方公共団体等は、必要に応じ、回収した<u>油等</u>の処理を実施する。</p>

新	旧
<p><u>努めるものとする。</u>  <u>(3) 海上保安庁は、排出された物質の種類及び性状、影響を及ぼす範囲等に関する情報の把握に努め、入手した情報を関係行政機関、関係地方公共団体等に速やかに提供するものとする。</u>  <u>(4) 沿岸域において大規模な汚染事件が発生した場合には、関係行政機関、地方公共団体等は、付近住民の生命及び身体を保護するため、必要に応じ、災対法に定めるところに従い、住民の避難等所要の措置を講ずるものとする。</u></p> <p>第6節 資機材等に関する情報の提供等  海上保安庁は、第2章第1節の分野別専門家及び<u>排出油等の防除資機材</u>に関する情報を、関係行政機関、地方公共団体等の要請に応じて提供し得る体制を確保する。  経済産業省は、第2章第4節の<u>石油事業者団体等</u>が行う整備事業において、船舶所有者等の関係者等からの要請に応じて<u>排出油等の防除資機材</u>に関する情報の提供及び<u>排出油等の防除資機材等</u>の貸出しを行い得る体制を確保する。  総務省は、通信機器を、関係業界団体の協力を得る等により、必要に応じて又は関係行政機関、地方公共団体等の要請に応じて供給し得る体制を確保する。</p> <p>第7節 防除作業実施者の健康安全管理  厚生労働省及び環境省は、防除作業が実施される場合には、<u>油等</u>の成分、漂着状況等を踏まえ、防除作業における<u>健康又は安全</u>上の配慮事項について検討し、防除作業を実施する関係行政機関、地方公共団体等に対し適切に情報を提供する。  防除作業を実施する関係行政機関、地方公共団体等は、防除作業を実施する者の<u>健康及び安全</u>上の配慮事項について<u>関係者等及び</u>作業現場への周知を図るなど、健康安全管理のための体制整備に努める。</p> <p>第8節 野生生物の救護の実施  環境省は、<u>油等汚染事件</u>により野生生物に被害が発生した場合には、<u>排出油等</u>が付着した野生生物の洗浄、<u>排出油等</u>付着に伴う疾病の予防、回復までの飼育等野生生物の救護が、獣医師、関係団体等の協力を得て円滑かつ適切に実施されるよう措置する。</p> <p>第9節 漁場保全対策等の実施  水産庁は、<u>油等汚染事件</u>により漁場等に汚染が生ずるおそれがある場合、又は生じた場合には、必要に応じて<u>排出油等</u>の回収等の保全、修復対策が円滑かつ適切に実施されるよう措置する。</p> <p>第10節 海上交通安全の確保及び危険防止措置  <u>油等汚染事件</u>の発生により航路筋が閉そくされる等により現場周辺の海域において船舶交通が混雑し、新たな海難が発生する危険が生じ、あるいは、防除作業の円滑な実施の妨げとなる場合</p>	<p>第6節 資機材等に関する情報の提供等  海上保安庁は、第2章第1節の分野別専門家及び<u>排出油防除資機材</u>に関する情報を、関係行政機関、地方公共団体等の要請に応じて提供し得る体制を確保する。  経済産業省は、第2章第4節の<u>石油事業者団体</u>が行う整備事業において、船舶所有者等の関係者等からの要請に応じて<u>排出油防除資機材</u>に関する情報の提供及び<u>資機材</u>の貸出しを行い得る体制を確保する。  総務省は、通信機器を、関係業界団体の協力を得る等により、必要に応じて又は関係行政機関、地方公共団体等の要請に応じて供給し得る体制を確保する。</p> <p>第7節 防除作業実施者の健康安全管理  厚生労働省及び環境省は、防除作業が実施される場合には、<u>油</u>の成分、漂着状況等を踏まえ、防除作業における<u>健康上</u>の配慮事項について検討し、防除作業を実施する関係行政機関、地方公共団体等に対し適切に情報を提供する。  防除作業を実施する関係行政機関、地方公共団体等は、防除作業を実施する者の<u>健康上</u>の配慮事項について作業現場への周知を図るなど、健康安全管理のための体制整備に努める。</p> <p>第8節 野生生物の救護の実施  環境省は、<u>油汚染事件</u>により野生生物に被害が発生した場合には、<u>油</u>が付着した野生生物の洗浄、<u>油</u>付着に伴う疾病の予防、回復までの飼育等野生生物の救護が、獣医師、関係団体等の協力を得て円滑かつ適切に実施されるよう措置する。</p> <p>第9節 漁場保全対策等の実施  水産庁は、<u>油汚染事件</u>により漁場等に汚染が生ずるおそれがある場合、又は生じた場合には、必要に応じて<u>廃油ボール等の油</u>の回収等の保全、修復対策が円滑かつ適切に実施されるよう措置する。</p> <p>第10節 海上交通安全の確保及び危険防止措置  <u>油汚染事件</u>の発生により航路筋が閉そくされる等により現場周辺の海域において船舶交通が混</p>

新	旧
<p>には、海上保安庁は、必要に応じ、海防法等に基づき、船舶の退去、航行制限等の措置を講じる。</p> <p>第11節 広報等 船舶交通の安全の確保、付近住民の安全確保、防除作業の円滑な実施等を図るため、関係行政機関、地方公共団体等は、それぞれ必要に応じ、他の関係行政機関、地方公共団体等と連絡調整を図り、迅速かつ的確な広報を行うものとする。 <u>油等汚染事件</u>が発生した場合には、同様の事件の発生の防止及び<u>一般的な油等汚染事件</u>発生時の対応に関する知識の充実に資するため、関係行政機関、地方公共団体等は、当該事件の原因、汚染の状況、講じた対策等についての状況を記録する。</p> <p>第12節 事後の監視等の実施 関係行政機関、地方公共団体等は、前節までに定める措置が終了した後においても、必要に応じ、相互の連携の下、環境影響調査、財産の被害の調査等を実施する。特に、<u>油等汚染事件</u>による沿岸域の生態系等環境への影響は、回復に長期間を要することがあることから、水質、底質、野生生物等への影響の調査を段階的・継続的に実施し、講じた措置の効果を検証する。また、関係行政機関、地方公共団体等は、この結果を踏まえ、必要に応じて補完的な対策を実施する。</p> <p>第4章 関係行政機関等の相互の連携等</p> <p>第1節 国家的な連携 関係行政機関は、所掌事務及び関係法令に基づき、<u>油等汚染事件</u>への準備及び対応のため必要な施策の総合的な企画及び推進、関係法令の整備、調査研究の推進等を積極的に実施する。この場合において、関係行政機関は、関係省庁連絡会議等を活用し、相互に密接な連携を確保するよう努める。 また、石油業界、海運業界、鉱山業界、<u>化学業界</u>その他の関係業界団体は、その能力を活用し、<u>油等汚染事件</u>への準備及び対応に関し、積極的に取り組むことが期待され、国は、これら関係者を積極的に支援するとともに、これら関係者との連携の確保に努める。さらに、必要に応じ、専門的な知見に基づく助言等を活用するため、<u>排出油等の防除</u>の実施、海洋環境の保全等に関する専門家との連携を図る。</p> <p>第2節 地域的な連携 関係地方行政機関等は、所掌事務及び関係法令に基づき、第1節の国家的な連携の下に推進される施策と密接な連携の下に、地域の実情に応じた具体的な準備及び対応の施策を推進する。 また、地方公共団体等、民間事業者その他の関係者は、関係法令に基づく責務に応じ、又は自</p>	<p>雑し、新たな海難が発生する危険が生じ、あるいは、防除作業の円滑な実施の妨げとなる場合には、海上保安庁は、必要に応じ、海防法等に基づき、船舶の退去、航行制限等の措置を講じる。 <u>また、危険物である油が排出された場合、その防除作業を実施するにあたっては、火災、爆発及びガス中毒等の二次災害を防止するため、ガス検知器具による危険範囲の確認、火気の使用制限等の危険防止措置を講ずる。</u></p> <p>第11節 広報等 船舶交通の安全の確保、付近住民の安全確保、防除作業の円滑な実施等を図るため、関係行政機関、地方公共団体等は、それぞれ必要に応じ、他の関係行政機関、地方公共団体等と連絡調整を図り、迅速かつ的確な広報を行うものとする。 <u>油汚染事件</u>が発生した場合には、同様の事件の発生の防止及び<u>一般的な油汚染事件</u>発生時の対応に関する知識の充実に資するため、関係行政機関、地方公共団体等は、当該事件の原因、汚染の状況、講じた対策等についての状況を記録する。</p> <p>第12節 事後の監視等の実施 関係行政機関、地方公共団体等は、前節までに定める措置が終了した後においても、必要に応じ、相互の連携の下、環境影響調査、財産の被害の調査等を実施する。特に、<u>油汚染事件</u>による沿岸域の生態系等環境への影響は、回復に長期間を要することがあることから、水質、底質、野生生物等への影響の調査を段階的・継続的に実施し、講じた措置の効果を検証する。また、関係行政機関、地方公共団体等は、この結果を踏まえ、必要に応じて補完的な対策を実施する。</p> <p>第4章 関係行政機関等の相互の連携等</p> <p>第1節 国家的な連携 関係行政機関は、所掌事務及び関係法令に基づき、<u>油汚染事件</u>への準備及び対応のため必要な施策の総合的な企画及び推進、関係法令の整備、調査研究の推進等を積極的に実施する。この場合において、関係行政機関は、関係省庁連絡会議等を活用し、相互に密接な連携を確保するよう努める。 また、石油業界、海運業界、鉱山業界その他の関係業界団体は、その能力を活用し、<u>油汚染事件</u>への準備及び対応に関し、積極的に取り組むことが期待され、国は、これら関係者を積極的に支援するとともに、これら関係者との連携の確保に努める。さらに、必要に応じ、専門的な知見に基づく助言等を活用するため、<u>油防除</u>の実施、海洋環境の保全等に関する専門家との連携を図る。</p> <p>第2節 地域的な連携 関係地方行政機関等は、所掌事務及び関係法令に基づき、第1節の国家的な連携の下に推進される施策と密接な連携の下に、地域の実情に応じた具体的な準備及び対応の施策を推進する。</p>



新	旧
<p>発的に、その能力を活用し、地域の実情に応じた具体的な準備及び対応の施策を積極的に推進することが期待される。</p> <p>この場合において、関係者は、<u>排出油等</u>の防除に関する協議会等を活用し、相互に密接な連携を確保するよう努める。また、必要に応じ、専門的な知見に基づく助言等を活用するため、<u>排出油等の防除</u>の実施、海洋環境の保全等に関する専門家との連携を図る。</p> <p>第5章 その他の事項</p> <p>第1節 調査研究、技術開発の推進</p> <p>関係行政機関は、<u>油等汚染事件</u>の防止並びに当該事件による<u>排出油等</u>の防除及び海洋環境への影響の防止に関する調査研究、技術開発を、必要に応じ、民間との連携を図りながら推進する。</p> <p>第2節 計画の見直し</p> <p>国は、この計画の見直しについて随時検討し、必要があると認めるときは、見直しを行うものとする。</p>	<p>また、地方公共団体等、民間事業者その他の関係者は、関係法令に基づく責務に応じ、又は自発的に、その能力を活用し、地域の実情に応じた具体的な準備及び対応の施策を積極的に推進することが期待される。</p> <p>この場合において、関係者は、<u>排出油</u>の防除に関する協議会等を活用し、相互に密接な連携を確保するよう努める。また、必要に応じ、専門的な知見に基づく助言等を活用するため、<u>油防除</u>の実施、海洋環境の保全等に関する専門家との連携を図る。</p> <p>第5章 その他の事項</p> <p>第1節 調査研究、技術開発の推進</p> <p>関係行政機関は、<u>油汚染事件</u>の防止並びに当該事件による<u>排出油</u>の防除及び海洋環境への影響の防止に関する調査研究、技術開発を、必要に応じ、民間との連携を図りながら推進する。</p> <p>第2節 計画の見直し</p> <p>国は、この計画の見直しについて随時検討し、必要があると認めるときは、見直しを行うものとする。</p>